

○第38回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和7年3月3日（月）9：59～12：23

議事概要：

（1）農薬（カルベンダジム、チオファネートメチル及びペノミル）の食品健康影響評価について

・継続審議となった。

*いずれも殺菌剤で、チオファネートメチルはみかん、りんご等、ペノミルはもも、キャベツ等に使用します。カルベンダジムは日本国内で農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されており、飼料中の残留基準値設定の要請もされています。今回、チオファネートメチルについて、うめ、ぶどう等への適用拡大申請、ペノミルについて、麦類、かぶ等への適用拡大申請がされています。

（2）農薬（スピロジクロフェン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、スピロジクロフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.013 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺ダニ剤で、かんきつ、びわ等に使用します。今回、核果類及び仁果類（びわを除く。）への適用拡大申請がされています。